

業界団体の長 様

埼玉県知事 大野元裕（公印省略）

彩の国「新しい生活様式」安心宣言について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策については、御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国においては、特段の事情がない限り、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症を5類感染症に位置づけることとし、これに伴い業種別ガイドラインも廃止されることから、5月8日以降は各事業者が自主的な感染対策に取り組むこととなります。

こうした国の方針を踏まえ、本県においても、5月7日をもって、彩の国「新しい生活様式」安心宣言の制度を終了することといたします。

業界団体の皆様には、これまでの感染防止対策の取組に心から感謝申し上げます。

つきましては、別添のチラシを活用し、貴団体の会員及び関係事業者の皆様にも、周知くださるようお願いいたします。

記

1 送付資料

チラシ「感染防止対策のお願い」

2 安心宣言ホームページ

(1) 彩の国「新しい生活様式」安心宣言に取り組みましょう！！

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen.html>

(2) 彩の国「新しい生活様式」安心宣言の認定団体について

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0801/anshinsengen_dantai.html

担 当：産業労働部経済対策担当
電 話：048-830-3763
Eメール：a3710-16@pref.saitama.lg.jp

感染防止対策のお願い

- 事業者の皆様には、日頃から新型コロナウイルス感染症の感染防止対策にご協力いただき、心から感謝申し上げます。
- マスク着用の考え方が見直されるなど経済活動の正常化が進んできております。
- また、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から5類感染症に移行した場合、これまでお願いしてきた各種の制限がなくなり、彩の国「新しい生活様式」安心宣言の制度も終了となります。
- これまでご協力いただき、ありがとうございました。
※ 5月8日以降、「安心宣言」の貼り紙は、おはがしいたいで結構です。

埼玉県からのお願い

- 5月8日以降も、感染リスクがなくなるわけではありません。感染拡大を防ぎ、営業活動が継続できるよう、引き続き、効果的な換気、手洗いの手指衛生など必要な感染防止対策をお願いします。今後、感染状況によっては新たなお願いをする場合もあります。
- 県では、国や業界団体が提供する情報を県ホームページに随時、掲載してまいりますので、ご確認をお願いします。

お問い合わせ

埼玉県産業労働部経済対策担当
048-830-3763

